年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

昭和時代からの制度と国際法のはざまで、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法趣旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応ができない。

よって、本市議会は、国に対し、年金制度の大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方自治体から財政問題として声を上げる必要があるため、次の事項の調査及び改善を求める。

- 1 脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じていること。
- 2 生活保護予備軍を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題があること。
- 3 72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していないこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

内閣総理大臣 務 大 総 臣 法 務 大 臣 財 務 大 臣 殿 厚生労働大臣 出入国在留管理庁長官 衆 議 院 議長 参 議 院議長

座間市議会議長 荻 原 健 司